

付加価値税(VAT)還付

外国契約者税(FCT)申告の原則



グラントソントン・ベトナム

Grant Thornton (Vietnam) Limitedは、ベトナム国内上位のシェアを占める会計事務所です。日系クライアントの増加に伴い、2014年から日系企業向けサービスに特化したジャパンデスクを開設しました。ハノイとホーチミンシティに拠点を有し、日本人専門家と多数のベトナム人専門家が在籍しています。多くの日系クライアントに対して、会計、税務及び各種アドバイザリーに至る幅広いサービスを提供しています。

監査保証
・会計監査
・内部統制監査
・J-SOX対応

税務
・税務申告支援
・模擬税務調査
・移転価格文書

アドバイザリー
・デューデリジェンス
・バリュエーション
・不正調査

アウトソース
・記帳代行
・給与計算
・IT支援



仁科 仁
Jin Nishina

Director / 公認会計士

T +84 906 719 178

E Nishina.jin@vn.gt.com

ホーチミン

2013年太陽有限責任監査法人入所、2016年公認会計士登録。

- ・半導体製造装置メーカー、システム開発会社、物流機器メーカー、人材採用会社、ベンチャーキャピタル等の法定監査、またIPO準備会社の上場支援業務に従事。
- ・2021年12月からメンバーファームであるGrant Thornton Vietnam へ出向。ジャパンデスクとして、日系企業の監査・税務・アドバイザリー業務をサポート。



谷口 雅宣
Masanobu Taniguchi

Senior Manager / 公認会計士

T +84 979 270 627

E masanobu.taniguchi@vn.gt.com

ハノイ

2014年太陽有限責任監査法人入所、2018年公認会計士登録。

- ・エレベーター/エスカレーター機器製造メーカー、空調機器メーカー、卸売業、製薬会社など複数の業種の監査を責任者として担当。
- また、海外子会社に対する監査戦略の確立、現地子会社の監査人とのコミュニケーションなどグループ監査業務にも幅広く従事。
- ・2022年2月からメンバーファームであるGrant Thornton Vietnam へ出向。ジャパンデスクとして、日系企業の監査・税務・アドバイザリー業務をサポート。

目次

01.
VAT還付手続き

02.
VAT還付時の課題

03.
ベトナムにおけるFCTの
申告

A background image showing three business professionals in a meeting. A man in a dark suit is on the left, seen from the back. A man in a grey suit is in the center, looking towards the right. A woman in a light grey blazer is on the right, smiling and gesturing with her hands. They are gathered around a table with papers and a laptop. A semi-transparent grey horizontal band is overlaid across the middle of the image, containing the title text.

VAT(Value Added Tax)の概要



VATの概要

ベトナムにおける生産、商業および消費に使用される物品およびサービスに課される税(日本の消費税と近似)

項目	内容
税率	標準税率は10%。 但し、取引の性質により5%・0%・非課税
計算方法	控除方式: 売上VAT－仕入VAT＝納付税額(還付可) 帳簿方式: 課税売上金額×税率＝納付税額(還付不可)
申告・納税	月次: 前年の売上高が500億VND超 四半期: 設立初年度又は前年の売上高が500億VND以下 (いずれも確定申告不要)



VATの概要

税率	内容
非課税	政策的に決定（例:未加工の農産物、土地使用権、資本譲渡）
0%	輸出取引 例:物品又はサービスの輸出（輸出加工企業・区への販売を含む）
5%	生活必需品 例:水、生鮮食品、児童用書籍
10%	標準税率 非課税、0%、5%の課税対象と規定されていない取引



VATの概要

	控除(インボイス)方式	帳簿方式
計算方法	売上VAT－仕入VAT=納付税額	売上 × 税率=納付税額
適用法人	会計ルール・ベトナムの法令に準拠し、インボイス及び証憑を基に帳簿を作成できる法人 ・売上が10億VND以上 ・控除方式を登録	・年間の売上が10億VND未満 ・個人又は家族経営 ・適正な会計帳簿を有していない事業者
還付の有無	還付申請可能	還付申請不可能

⇒控除方式を採用する企業が多数



VATの概要

仕入VATを控除できないケース

- 事業との関連性がなく損金不算入となる支出関連
例:登記されていないビジネスに関連する支出
- 売上VATとの対応関係が明確でないケース
例:インボイスを発行していない贈答品
- インボイスの記載内容不備
例:社名又は住所の誤り
- インボイス発行元に照会できない
例:発行元が夜逃げまたは清算

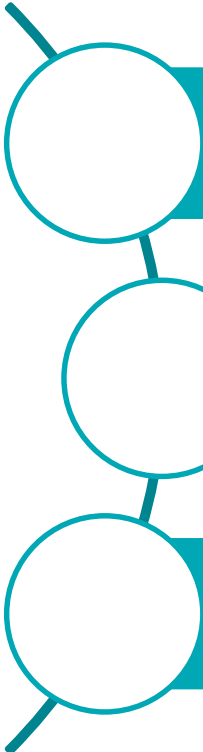
An overhead, top-down view of three business professionals in an office setting. They are seated around a circular table on a dark grey tiled floor. The woman on the left is wearing a black blazer and has her hair in a ponytail. The man in the center is wearing a light blue shirt and is looking at a laptop. The woman on the right is wearing a white blazer and is looking at a smartphone. The text "VAT還付手続き" is overlaid in the center of the image.

VAT還付手続き

VAT還付の基礎条件

1. 売上VAT < 仕入VAT $\Rightarrow$ 仕入VAT超過額を翌期以降、無期限に繰延べ可能。
将来の売上VATから控除できる。
2. 仕入VATを控除するためには、以下のすべての証憑が必要。
 - i) レッドインボイス
 - ii) 銀行送金証明書(2,000万VND以上の場合)
 - iii) 契約書
 - iv) 通関書類(輸出取引の場合)
3. 仕入VAT超過額について、一定の要件を満たせば、VAT還付申請が可能。

ベトナム法人がVAT還付できる3つのケース



新規投資プロジェクトの生産開始前において発生した仕入VATの累計額

サービスまたは商品の輸出売上に対応する仕入VATの累計額

清算時の累計仕入VAT

VAT還付の一般的な条件

1. ベトナム会計基準の会計帳簿およびVAT控除方式



5. 定款資本金の全額
拠出



2. 設立から1年以上経過した生産開始前の新規設立企業の仕入VAT、または、輸出売上に係る仕入VAT



4. 条件付事業活動許可証の保有



3. 控除対象な仕入VATの累計額が3億ドン(～180万円)以上



VAT還付手続きおよび 弊社サポート





VAT還付手続き



還付の対象となる累計仕入VATの適格性レビュー



VAT申告書において、還付対象となる累計仕入VATを申告し、VAT還付申請書の提出



税務当局は、VAT還付に関する税務調査決定書を発行し、VAT還付の証拠書類を確認するための税務調査の実施



累計VAT還付の最終決定の発行





VAT還付の弊社サポート



VAT還付申請に関する会社の適格性・条件検討の支援



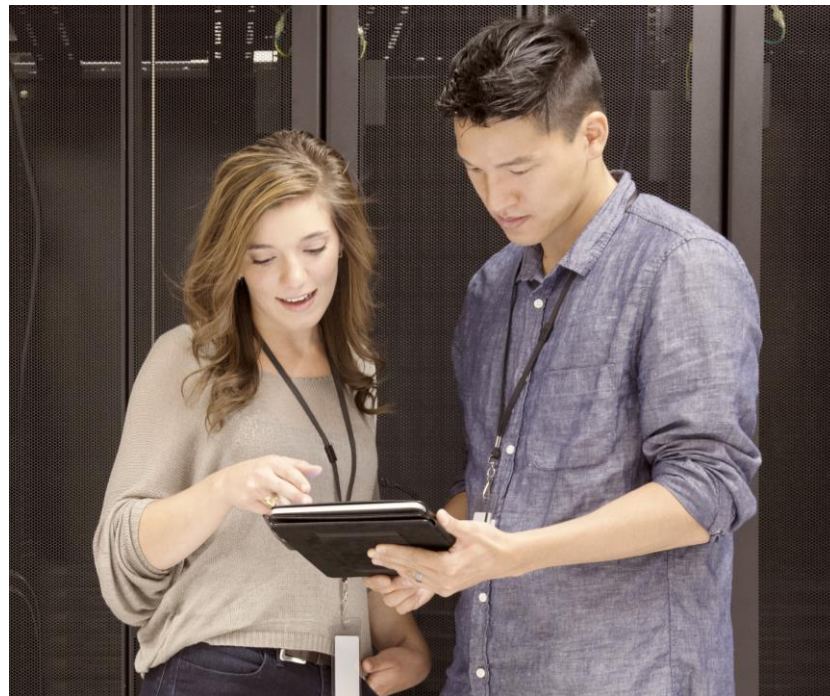
VAT還付を申請したい会社の累計仕入VATの裏付け資料に関するリスクを分析、アドバイスの提供



VAT還付申請書類作成の支援



VAT還付税務調査時の税務調査チームとの連携を支援し、税務調査決定書の取得



VAT還付の課題



新規投資プロジェクトに関するVAT還付課題

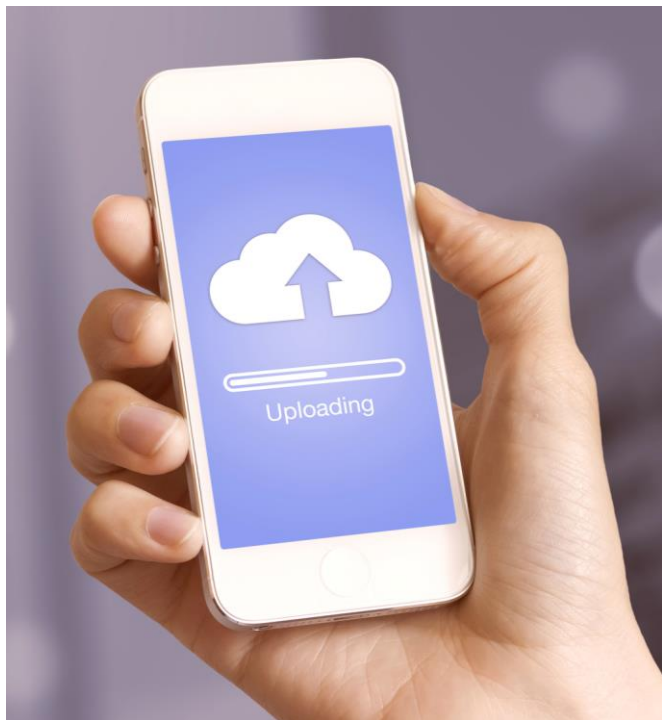
VAT申告書への不適合

営業開始前にVAT還付申請額を確定していない
企業

条件付事業者の証明書がない(政令49/2022/ND-CPは、
企業の障害を取り除くための指針を提示)

定款資本の非出資

輸出サービスに関するVAT還付課題 (ソフトウェア制作)



税務調査における企業の課題

- 海外事業者ソフトウェア製品を実際に納入したことを証明するソフトウェア製作手順書および添付書類
- 海外における製品消費に関して税務当局からの指摘を受けた場合の裏付け資料
- 当社が海外事業体に提供したソフトウェア制作の価値を記録する確定議事録
- コマーシャルインボイスおよび／またはVATインボイスに記載されている輸出売上の確定を裏付ける補足資料
- 現金以外の支払証憑に、当社と海外事業者との間の売買契約と一致する海外事業者の銀行口座が表示されている

輸出製品に関するVAT還付課題



税務調査における企業の課題

- 事業活動に伴う輸出入貨物の通関申告が十分に行われていない
- 輸出品に関する外国企業との十分なPOおよび売買契約の維持の欠如
- 外国法人とベトナム法人との契約において、顧客の銀行口座情報が明示されていないこと
- 購入商品の後払いに関して、関連当事者間の契約書などの裏付けとなる補足書類がないこと
- 購入商品のオフセット契約に関して、関係者間で裏付けとなる補足書類がないこと
- 政令100/2016-NĐ/CPに基づき、2016年7月1日から2018年1月31日については、輸入品を、製造・加工せずに輸出された商品についてはVAT還付は認められない。2018年2月1日以降、政令146/2017/NĐ-CPに基づき、VATの還付が可能

A person wearing a light-colored business suit and a blue tie is sitting at a wooden desk. Their hands are clasped together on the desk. To the left of the person is a white mug. In front of them is a white envelope or folder with a smartphone inside. To the right of the envelope are a pair of glasses. The background is a plain, light-colored wall.

ベトナムにおける外国契約者税

外国契約者税(以下FCT)についての概要

外国の個人または組織が(外国契約者)、ベトナムの個人または組織(ベトナム契約者)との間で締結した契約に基づき、サービスなどを実施する際に、ベトナム居住者であるか否か、あるいは、ベトナムに恒久的施設があるか否かにかかわらず、ベトナム国内において得た所得や付加価値に対して課せられる税金であり、法人所得税(CIT)部分と付加価値税(VAT)部分から構成される。



Circular 103/2014/TT-BTC and Circular 80/2021/TT-BTC

- FCTの課税対象となる取引は次の通り。
 - (1)ベトナム国内でサービスが提供される、または物品を伴うサービスが提供される場合
 - (2)商品の引き渡し地点がベトナム領土内ある場合、据付・試験・メンテナンス・交換等の商品に付随するサービスがベトナム国内で提供される場合
 - (3)知的所有権・資産使用权の譲渡・技術移転のロイヤリティ、利息等
- FCTが免除されるケースには、関連サービスを伴わない商品の純粋な供給、ベトナム国外で行われ、消費されるサービスが含まれる。
- サーキュラー80では、ベトナムに恒久的施設を持たないサプライヤーで電子商取引やデジタルベースのビジネスを行い、ベトナムで収入を得ている海外サプライヤーの租税行政に関する重要なガイドラインを別の章で規定している。

外国契約者税(FCT)－特徴

項目	内容	ポイント
税目	付加価値税と法人税から構成	両方の申告が必要？
申告方法	3つの申告方法から選択	申告方法は何？
税率	サービス毎に異なることがある	どの税率を適用？
課税対象	ベトナム国外法人からベトナム国内法人に対するサービス	どのサービスが課税対象？
税負担者	ベトナム国内で恒久的施設を有する外国契約者又はサービスを消費したベトナム法人	契約当事者のいずれが税金を負担？

外国契約者税(FCT)－申告方法

項目	源泉徴収方式	VAS方式	ハイブリッド方式
納税者	ベトナム企業	外国契約者	外国契約者
申告・納税	報酬を支払ってから 10日以内に申告	CIT・VATの法律に準拠	CIT: 支払発生時 VAT: 月次又は四半期
税率	<u>みなし税率</u>	CIT・VATの法律に準拠	CIT: みなし税率 VAT: VATの法律に準拠
特徴	管理・処理が容易な ため大半が採用	ベトナム基準に基づく管 理が負担	左記の折衷

外国契約者税－主なみなし税率

サービス内容	付加価値税	法人税
機械・設備のリース。一般のサービス	5%	5%
資材・機械設備の供給を伴う建設・据付	3%	2%
資材・機械設備の供給を伴わない建設・据付	5%	2%
支払利息（国外に支払うもの）	免税	5%
ロイヤリティ	免税	10%
輸送サービス	3%	2%
レストラン、ホテル、カジノの管理サービス	5%	10%

電子商取引・デジタル取引における税務申告に関する新たな規制



電子商取引・デジタル取引に関する税務申告

(Circular 80/2021/TT-BTC)

- ✓ 海外のサプライヤーが税務登録・申告・納付を行うことは必須ではない。海外サプライヤーはFCTの申告登録を選択することができる。
- ✓ 海外のサプライヤーが税務登録・申告・納付を行い場合には、税務総局(GDT)の電子ポータルで登録を行った後、申告・納税を行う。
- ✓ 登録された海外のサプライヤーは、ベトナムにおける電子商取引およびデジタルベースの取引から生じる所得に対して、適用される税金を四半期ごとに申告し、支払う必要がある。



海外サプライヤーの課税所得に対する租税条約の適用



- 海外のサプライヤーは、ベトナム源泉所得から生じる租税条約の免除又は税の減額を申請することができる。
- 海外のサプライヤーは、承認と行政の指導を受けるために、地方税務当局に二重課税の防止を提出する必要がある。



- 税務当局は租税条約に基づいて審理を行い、最終的に主張を承認するか否かを決定する。
- eコマースまたはデジタルビジネスを行う外国企業に対して租税条約上の優遇措置を請求するための個別の規定はありません。これらの分野の外国企業は、他の外国企業と同様に租税条約上の規定に基づいて優遇措置を請求する必要がある。

Q&A セクション

VAT還付

Q1 :

VAT還付について、弊社では、売買契約書に購入者の銀行口座を明記しておりませんが、このことがVATの還付手続きに影響しますか。

VAT還付

Q2 :

弊社には、2,000万ドンを超える仕入VAT請求書がありますが、サプライヤーに支払われていません。この場合、VAT還付の対象となりますか？ 還付の対象とならない場合、翌期に繰り越されますか？

VAT還付

Q3:

2020年1月から2021年12月までの期間の仕入VATが累計されています。輸出売上がなかった月もありますが、この場合対応する仕入VATの扱いはどうなりますか？

外国契約者税

Q4:

マレーシアの親会社からFOBで機械を購入しました。売買契約書には、親会社が3年以内に機械の保証をするように記載されていますが、この場合にも外国契約者税を支払う必要がありますか？

外国契約者税

Q5:

外国法人の出向者の給与について、駐在員の人件費を日本の親会社が負担し、現地ベトナムに居る駐在員に支払い、ベトナム子会社が親会社へ払い戻しを行っています。この場合にも外国契約者税を支払う必要がありますか？

外国契約者税

Q6:

弊社では、海外の提供者よりソフトウェアおよびソフトウェア保守サービスを契約しております。このような取引に課されるFCTの影響について教えてください。

弊社の事務所



ジャパンデスク



谷口 雅宣

Masanobu Taniguchi

Senior Manager / 公認会計士

T +84 979 270 627

E masanobu.taniguchi@vn.gt.com

Head office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building

106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District

Hanoi, Vietnam

T +84 24 3850 1686

F +84 24 3850 1688

E grant.thornton@vn.gt.com

W grantthornton.com.vn

仁科 仁

Jin Nishina

Director / 公認会計士

T +84 906 719 178

E Nishina.jin@vn.gt.com

Office in Ho Chi Minh City

14th Floor, Pearl Plaza

561A Dien Bien Phu Street, Binh Thanh District

Ho Chi Minh City, Vietnam

T +84 28 3910 9100

F +84 28 3910 9101

Thank you.



最新の税制に関する動向
について定期的に配信を
行っています。下記のQR
コードをスキャンいただき
ご登録ください。



#staysafe #stayupdated